

若者が狙われる！ 消費者トラブル

2022年4月1日から民法改正により 18歳から新成人！

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。

これにより、これまで未成年として扱われてきた18歳19歳の皆さんが「大人」として扱われるようになります。

大人になることで出来る事が増える反面、これまで「**未成年者取消権**」などで守られていた18歳・19歳の若者も、**大人としての責任**を負うこととなります。

定期購入、取り消せる？

儲かる話ってホント!?



成人になると「未成年者取消権」は使えません。また、通信販売ではクーリングオフが適応されないの、販売業者の規約に従う事になります。注文する前にしっかりと確認しましょう。

情報商材や暗号資産など、投資には必ずリスクがあり簡単には収入を得ることはできません。借金をしてまで契約することかどうか、冷静に考え、慎重に判断しましょう。

困った時の
相談窓口

- ・「契約」はどのような場合でも慎重に！
- ・少しでも「おかしいな」と思ったら、いったん考える時間をとりましょう。
- ・**本当に必要な契約かどうか考え、信頼できる誰かに相談しましょう。**
- ・契約してしまっても、内容によっては契約を取り消し出来ることもあります。
- ・消費生活相談所ではプライバシーを守り、助言やあっせんをしています。

相談・お問い合わせ 板野町消費生活相談所
☎ 088-672-6099

相談 消費者ホットライン
☎ 188 (いやや)

